

---

茨城町小中学校の  
適正規模及び適正配置に関する  
基本方針

平成 22 年 6 月  
茨城町教育委員会

---

---

---

---

## 基本方針策定にあたって

全国的な少子化傾向は茨城町においても例外ではなく、桜の郷地域を抱える大戸地区と長岡の一部を除く地域においては、児童・生徒数は年々減少している。現状でも、茨城町の児童・生徒数は、24年前のピーク時に比べて約46%も減少し、小学校では9校のうち全学年が単学級の学校が6校、複式を有する学校が1校あり、中学校では3校のうち2校が全教科の教員を配置できない小規模校になっている。茨城町の人口は、平成32年には3万2千人まで減少するとの推計もあり、今後もこの減少傾向が継続していくことが予想されている。

多くの小中学校が小規模化し、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や集団活動の成果が出にくくなるなどの問題が生じており、“好ましい教育環境”の維持・確保を困難なものとしている。そのため、町内のすべての学校において、格差の無い一定水準の教育環境を整備する必要がある。

平成21年12月に茨城町小中学校適正規模・適正配置検討委員会から「茨城町小中学校適正規模・適正配置に関する答申」で提言された考え方を基本に、次代を担う子どもたちの“学力、徳力、体力”の育成をはじめとする教育の質の充実や安全な通学手段の確保、及び校舎等の改築と耐震化による安全性の向上を図るため、小中学校の適正規模・適正配置に関して教育委員会としての基本方針をまとめた。

---

---

---

---

# 目 次

## 第 1 章 現状と課題

1	義務教育施設等の現状と課題	1
1)	児童・生徒数の推移	1
2)	現在の配置・通学区域について	2
3)	小中学校施設について	3
2	児童・生徒数及び学級数の将来推計	4
1)	児童数	4
2)	生徒数	4
3)	学級数	4

## 第 2 章 学区再編に向けて

1	茨城町の適正規模・適正配置の基本方針	10
1)	学校規模と配置の適正化への取り組み	10
2)	基本的な考え方	10
3)	再編の進め方	10
4)	茨城町の適正規模	11
5)	適正配置	13
6)	適正配置の目標年次	13
2	円滑な再編のための取り組み	16
1)	説明会の開催	16
2)	統合委員会の設置	16
3)	学校再編に伴う指定校変更	16
4)	通学の安全安心対策	16
3	学校跡地の利用	17

## 資料編

1	アンケート調査結果	20
2	茨城町の小中学校（学校カルテ）	32
3	諮問書	44
4	茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱	45
5	茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会議実施内容等	46
6	茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会委員名簿	47
7	推進に当たっての留意事項（答申書より）	49

---

---

---

---

## 第 1 章 現状と課題

茨城町では、急速に進展する少子化により、ピーク時に比べ約 46%も小中学校の児童・生徒は減少し、多くの小中学校において“好ましい教育環境”の維持・確保を困難なものとしている。

学校は、児童・生徒の教育の場としての役割に加えて、地域住民の精神的拠り所となっていることから、今後の児童生徒数をふまえた学校の規模、及び配置の適正化を進めていくことが求められる。

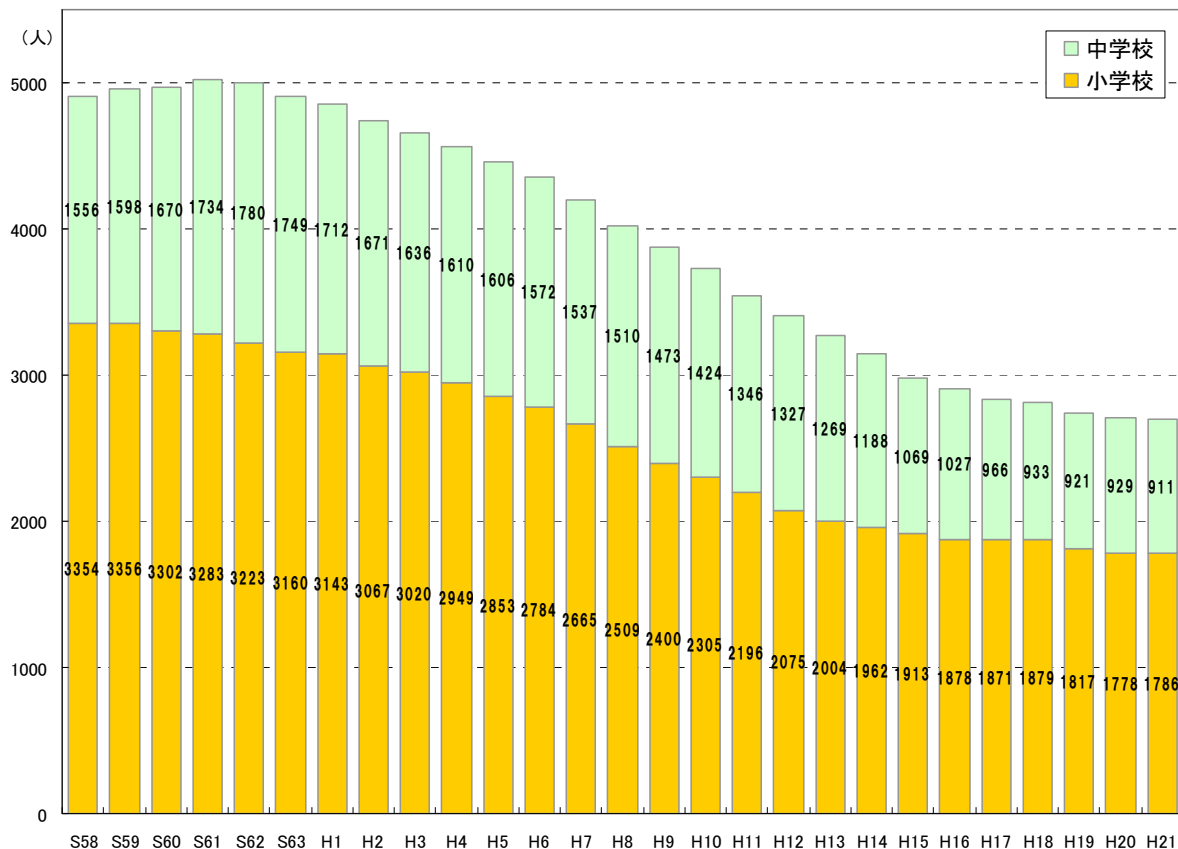
このことにより、茨城町の小中学校の現況と課題を整理し、児童・生徒数の減少に伴う教育環境の整備と教育上の諸問題を検討するための指標とする。

# 1 義務教育施設等の現状と課題

## 1) 児童・生徒数の推移

- ・茨城町の学校数は、小学校が9校、中学校が3校ある。
- ・児童・生徒数のピークは昭和61年の5,017人であり、それ以降は急激な減少に転じ、今後も減少傾向は継続することが予想される。
- ・平成21年の児童数は1,786人、6年後の平成27年度には約10%減の1,603人となる。中学校の生徒数は平成21年度で911人、12年後の平成33年度には約12%減の798人となる。
- ・このように、茨城町においても深刻化している少子化などの影響から、児童・生徒数の減少傾向が顕著に見られ、「集団活動を通じて学習し、友情を育み、社会生活のために必要なことを学ぶ」といった学校の集団教育の良さが、活かされにくい環境へと変化してきている。また、複式学級での授業を余儀なくされる小学校も有り、学習指導の在り方など様々な課題が生じてきていることから、早急な判断が必要な状況となっている。

### ■茨城町における児童・生徒数の推移



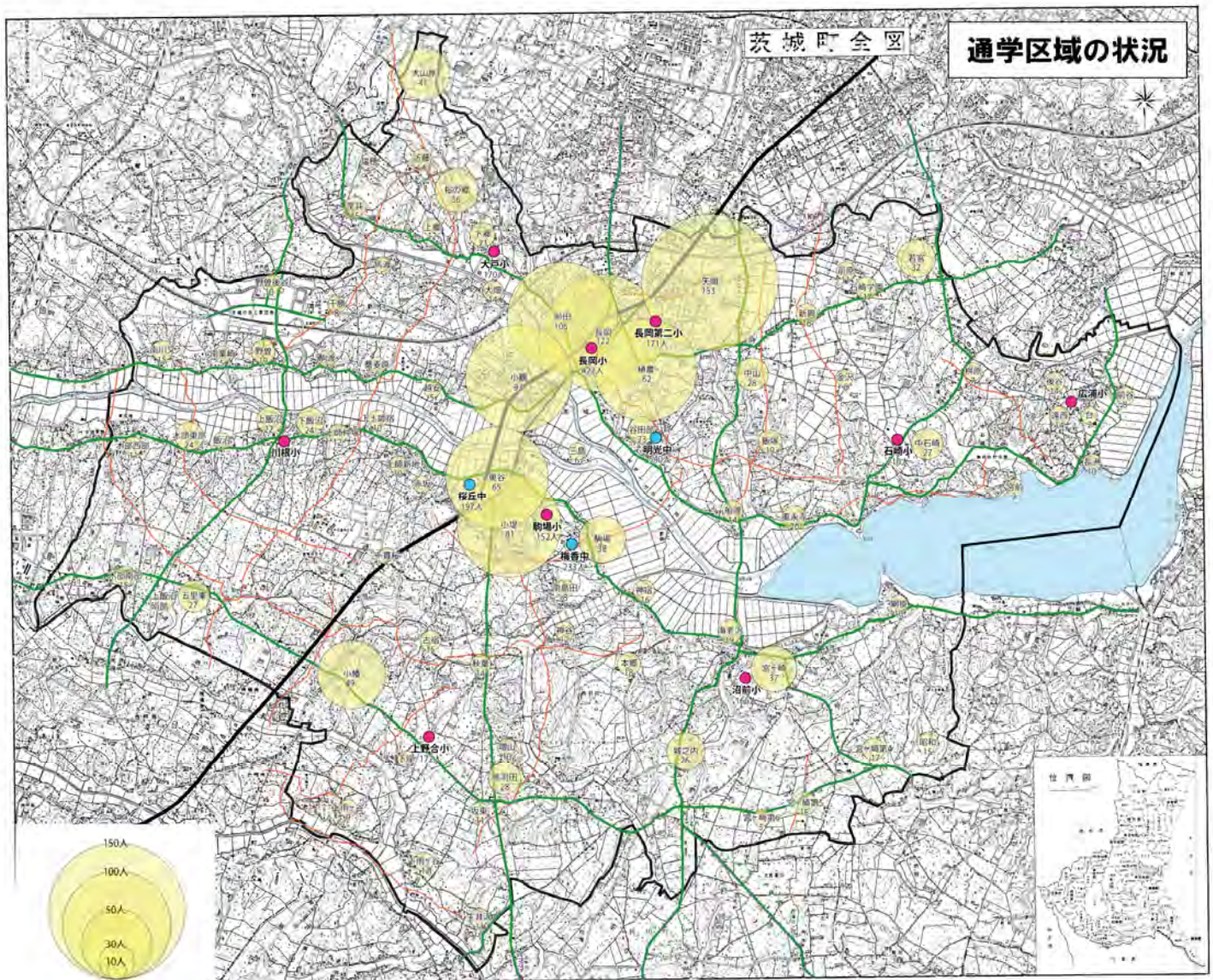


## 2) 現在の配置・通学区域について

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令 第4条〔適正な学校規模の条件〕の「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること」に基づき、おおむね小学校4kmの範囲で配置がなされている。

児童は、国道6号線沿いの市街化区域内に集中する傾向にあり、それに伴って小学校の新設がなされてきた経緯もある。

また、交通量の増加等によって通学環境が変化し、歩道の整備がなされていない地域等においては、児童・生徒が危険な状況にさらされていることにも留意が必要な状況となっている。



### 3) 小中学校施設について

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建設された施設は、耐震性が低いため、災害時の緊急避難場所としての役割も果たしていることを考えると、施設の耐震補強又は改築を早急に検討していかなければならない状況である。

#### ■ 小学校施設

施設名称	建物名称	構造・規模等			建築年	耐震基準	耐震状況
		構造	延べ面積 m2	階数			
石崎小	教室棟	RC	1,069	2階	S45	旧	未改修
	管理教室棟	RC	1,080	2階	S46	旧	未改修
	屋内運動場	S	747	2階	S47	旧	改修済
広浦小	管理教室棟	RC	1,514	2階	S53	旧	未改修
	タテスペース	RC	7	2階	S53	旧	未改修
	屋内運動場	RC	664	1階	S55	旧	未改修
長岡小	管理教室棟	RC	1,274	3階	S51	旧	未改修
	教室棟	RC	2,274	3階	S52	旧	未改修
	屋内運動場	RC	753	1階	S52	旧	H22改修
大戸小	管理教室棟	RC	1,836	3階	S56	旧	未改修
	教室棟	RC	687	3階	S63	新	-
	屋内運動場	RC	795	1階	S56	旧	未改修
川根小	教室棟	RC	1,244	3階	S43	旧	未改修
	管理教室棟	RC	1,820	3階	S44	旧	未改修
	屋内運動場	S	775	2階	S46	旧	改修済
上野合小	管理教室棟	RC	2,559	3階	S48	旧	未改修
	屋内運動場	S	815	2階	S49	旧	改修済
沼前小	教室棟	RC	1,195	2階	S42	旧	未改修
	管理教室棟	RC	1,602	2階	S43	旧	未改修
	屋内運動場	RC	794	1階	S57	新	-
駒場小	管理教室棟	RC	1,563	2階	S51	旧	未改修
	教室棟	RC	637	2階	S57	新	-
	屋内運動場	RC	771	1階	S52	旧	H22改修
長岡第二小	管理教室棟	RC	2,269	3階	S58	新	-
	教室棟	RC	724	3階	S60	新	-
	タテスペース	RC	12	3階	S60	新	-
	屋内運動場	RC	798	1階	S59	新	-
明光中	管理教室棟	RC	6,584	3階	H21	新	-
	屋内運動場	RC	1,404	1階	H5	新	-
桜丘中	教室棟	RC	539	3階	S36	旧	その他
	管理教室棟	RC	780	3階	S36	旧	その他
	教室棟	RC	520	3階	S37	旧	その他
	特別教室棟	S	331	1階	S40	旧	その他
	機械室	RC	64	2階	S59	新	-
	排風機械室	RC	11	3階	S59	新	-
	屋内運動場	RC	1,253	1階	H3	新	-
梅香中	管理教室棟	RC	3,788	2階	H17	新	-
	屋内運動場	RC	1,339	2階	H6	新	-

#### ■ 中学校施設

凡例 RC：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造

## 2 児童・生徒数及び学級数の将来推計

### 1) 児童数

町内9つの小学校の児童総数は、平成21年度は1,786人\*である。今後、桜の郷等の住宅開発に伴う人口増を加味しても、平成27年度には、1,650人前後となることが予測される。

### 2) 生徒数

町内3中学校の生徒総数は、平成21年度は911人\*である。こちらも減少傾向にあり、平成33年度には、800人以下となることが予測される。

### 3) 学級数

桜の郷の本格的入居に伴う児童数の増により、大戸小学校及び明光中学校では当分の間、学級数の維持・増加が見込めるが、他の小中学校については、児童・生徒数が減少し続けるため、小規模校・過小規模校となることが見込まれる。

#### ■学校規模ごとの学校数の将来推計

	平成21年度		平成27年度	平成33年度
	小学校	中学校	小学校	中学校
過小規模校（1～5学級）	広浦		広浦	桜丘 （4学級）
小規模校（6～11学級）	大戸・上野合・沼前・駒場・長岡二・石崎・川根	桜丘・梅香	大戸・上野合・沼前・駒場・長岡二・石崎・川根	梅香
適正規模校（12～18学級） （統合の場合24学級まで）	長岡	明光	長岡	明光

\*5月1日の小中学校の在籍者数



■小学校の児童数推計

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
石崎小学校	220	8	202	8	195	8	167	7	157	7	145	7	117	6
長岡小学校	433	13	431	13	424	13	403	12	403	12	401	12	393	12
大戸小学校	190	7	219	8	234	9	254	10	271	11	279	12	271	11
川根小学校	296	11	285	11	267	10	252	9	242	9	230	9	220	8
上野合小学校	173	6	170	6	168	6	156	6	152	6	149	6	144	6
沼前小学校	160	6	149	6	133	6	132	6	131	6	123	6	123	6
駒場小学校	141	6	136	6	129	6	117	6	117	6	107	6	103	6
広浦小学校	53	5	50	5	50	5	48	5	45	5	49	5	48	5
長岡第二小学校	162	6	160	6	162	6	164	6	177	6	185	6	184	6
計	1,828	68	1,802	69	1,762	69	1,693	67	1,695	68	1,668	69	1,603	66

■中学校の生徒数推計

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
明光中学校	535	14	515	14	498	14	527	15	525	15	530	15	531	15
桜丘中学校	206	6	207	6	200	6	190	6	166	6	166	6	156	6
梅香中学校	234	6	232	6	231	6	223	6	206	6	205	6	201	6
計	975	26	954	26	929	26	940	27	897	27	901	27	888	27

	H28		H29		H30		H31		H32		H33	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
明光中学校	537	15	535	15	505	14	516	14	524	14	508	14
桜丘中学校	168	6	149	6	141	6	117	5	124	5	121	4
梅香中学校	200	6	177	6	159	6	157	6	159	6	169	6
計	905	27	861	27	805	26	790	25	807	25	798	24

(資料) 平成 21 年 11 月 30 日現在の住民基本台帳の数値を用いた推計

であり、小中学校の在籍数とは整合しない

学校規模	学級数
過小規模	1～5
小規模	6～11
適正規模	12～18 (24)

■「[これからの学校施設づくり] (昭和 59 年 : 旧文部省助成課資料) より

学校規模	過小規模	小規模	適正規模 (統合の場合)	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18 (24)	25～30	31 以上

## ○ 学校の小規模化の問題点

小規模校の良い点は、児童一人一人に目が届き、個に応じたきめ細かな指導が出来るということである。反面、児童相互の刺激や良い意味での競争が少ないため、児童をたくましく育てることが難しい部分もある。

小規模校だからこそできる教育上の良い点もあるが、小規模校ではどうしても達成しにくい教育上の目標もある。

小規模校のメリットは小規模校でなければ得られないというものではなく、標準規模の学校に置いては様々な条件が備わり、工夫によりそのメリットを取り入れることも可能である。しかし、デメリットについては、小規模校では解決することが難しいものが少なくない。

次の表は小規模校におけるメリット及びデメリットをまとめたものである。

### ◇小規模校における一般的なメリット、デメリット

#### 【メリット】

<b>1 学習面</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童・生徒一人一人に直接的な指導を行いやすく、児童・生徒の個性や特性に応じた学習指導が可能となり、底上げが期待できる。</li><li>・ 授業や運動会などの学校行事において出場・発表の機会が多く、児童生徒の積極性を発揮させやすい。</li><li>・ 児童・生徒一人一人への目が行き届きやすく、健康管理を徹底しやすい。</li></ul>
<b>2 生活面</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒が互いによく知り合え、全校の児童生徒・教職員の一体感が深まりやすい。</li><li>・ 異学年交流を重視した教育活動により、より良い縦の人間関係を形成しやすい。</li><li>・ クラス替えがないので、互いの関係を深めて学級づくりがしやすい</li></ul>
<b>3 学校運営面</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教員相互の連絡調整や連携が取りやすく、学校内の教育活動等に一貫性を持たせやすい。</li><li>・ 教室・体育館・校庭などの学校施設や学校備品を十分に活用できるため、余裕をもった学習展開できる。</li><li>・ 保護者や地域からの協力が得やすく、交流が図られやすい。</li></ul>

## 【デメリット】

### 1 学習面

- ・ 多様な価値観を取り入れる機会に乏しいため、知的刺激が少なく、また考えを深める学習ができにくい。
- ・ 集団規模が小さいと体育・音楽等での学習そのものの成立が難しいことと、競い合う機会が少なくなり、運動会・スポーツ大会などでの集団活動の活性化が難しい。
- ・ 話し合い活動や協働作業的な活動で、学習内容の深まりや広がりが難しいことがある。（多様な意見や活動に発展しにくい。）
- ・ 複式学級は、2学年同時に指導することになり、指導計画や指導方法等の上で様々な課題が生じる。

### 2 生活面

- ・ 少人数となると価値観が固定化されがちになり、多様なものの見方、考え方を学んだり、そこから児童・生徒自らが新しいルールや学級文化、人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- ・ 友人などの人間関係の固定化、序列化を招くおそれがあり、いじめ等の問題が生じた場合影響が残りやすい。
- ・ 児童・生徒の教師への依存傾向が強くなり、児童生徒に自主性・主体性や社会性などが育ちにくい面がある。
- ・ 中学校の場合、指導する教師、参加する生徒の数が少なくなるため、部活動に制約を受け、多種多様な興味や関心に応じにくく選択の幅がない。
- ・ 学校施設の清掃や施設設備の維持管理が行き届かなくなるおそれがある。児童・生徒への負担も大きい。

### 3 学校運営面

- ・ 学年や教科ごとに複数の教員を配置できないため、指導計画・評価計画・教材研究等を全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。
- ・ 校務分掌や地域社会との連携、教育委員会等への調査報告等で、教員一人当たりの役割が相対的に多くなり負担が大きい。
- ・ 緊急時や学級経営に問題が生じた場合等、他の教員による支援体制を構築することが難しくなる。
- ・ ある程度の教職経験者でないと学年経営に当たることが難しいため、教職員の年齢構成の上昇を招き、学校運営上活性化に欠けることがある。
- ・ P T A活動に伴う保護者の役割分担や、一人あたりの経費負担が大きくなる。

---

## 第2章 学区再編に向けて

茨城町では“自ら考え自ら学ぶ子、豊かな人間性をもつ子、心身ともにたくましい子、自然を愛し豊かな想像力をもつ子”を育むことを教育環境整備の目標にしている。

しかし、少子化の進展により、多くの小学校・中学校が小規模校化し、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や集団活動の成果が得にくくなるなどの問題が生じてきており、これらの学校と適正規模を維持できる学校との間に教育環境の不均衡が生じる結果となっている。

この不均衡を是正し、次代を担う子どもたちの“学力、徳力、体力”の育成をはじめとする教育の質の充実や安全な通学手段の確保、及び校舎等耐震構造化による安全性の向上を図ることを目指し、茨城町の小中学校を適正規模の学校に再編することを基本方針とする。

---

# 1 茨城町の適正規模・適正配置の基本方針

## 1) 学校規模と配置の適正化への取り組み

これまで、茨城町の小中学校の適正規模・適正配置については、平成 21 年 12 月に「茨城町小中学校適正規模・適正配置検討委員会」からご提言いただいた答申を基本的に踏襲し、これまでの「茨城町小中学校適正規模・適正配置検討委員会」での審議の経過や同委員会答申の保護者や地域への説明会で得られた意見等を充分踏まえて、全体のバランスや長期的視点に立って適正規模・適正配置の計画を推進していく。

今後の実施計画の策定に当たっては、子どもたちの教育環境の整備を最優先し、さらに保護者や地域住民に十分な説明と協議を行い、学校規模と配置の適正化を進める。

## 2) 基本的な考え方

学校再編に当たっては、施設の老朽化、児童・生徒数の減少による学校の小規模化、さらには通学環境の安全確保等の問題解決を図ることが必要である。

また、小中学校間の連携を強化し義務教育 9 年間を見通しての一貫した教育方針、指導方法を確立し、児童・生徒の多様な資質や能力等の個性を伸ばすことができる教育環境の充実を図るなど、学校数が少なくなることのメリットを最大限に活かして行く。

そして、地域社会と連携した特色ある教育を推進して、魅力ある学校づくりを行い、保護者や地域社会からの信頼を高めて、地域の教育力を向上させる。その結果、学校と地域社会の活性化を図ることを目指す。

## 3) 再編の進め方

桜丘中学校は、最も施設が老朽化し学校としての安全性に問題が生じていることと、急激に生徒数の減少がつづき平成 30 年頃には単学級になる学年もあり、早急な対応が必要なことから、中学校の再編を先行する。

## 4) 茨城町の適正規模

### ① 中学校の適正規模の基本的な考え方

中学校の適正規模は、学校教育法施行規則での標準規模は「12 学級以上 18 学級」である。茨城県の指針では「クラス替えが可能で全ての教科担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。」と示されている。

茨城町は中学校の適正規模を検討するにあたって、以下の事項を基本的な考え方とする。

○将来にわたってクラス替えが出来る 2 学級以上にする。



- 教科担任制であり、同一教科に複数の教員が配置されることにより、教科指導のうえで教員同士が切磋琢磨し、学習の質がより一層向上できるようにする。
- 一定数の教員が配置されることにより、1人の教員の担当時間数が過密になることを防ぎ、より充実した教材研究を可能にし、授業の質の向上を図る。
- 多様な部活動を可能にし、学校を活性化する。
- 教職員の校務分掌を無理のないものとし、学校運営の円滑化を図る。

## ② 茨城町における中学校の適正規模

適正規模の基本的な考え方や現状と課題、施設規模、町民アンケート等の結果、地理的条件などを踏まえ、中学校の適正規模を次のように定める。

### 9 学級～15 学級（1 学年 3～5 学級）

## ③ 小学校の適正規模の基本的な考え方

小学校の適正規模は、学校教育法施行規則での標準規模は「12 学級以上 18 学級」である。茨城県の指針では「クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。」と示されている。

茨城町は小学校の適正規模を検討するにあたって、以下の事項を基本的な考え方とする。

- 集団活動を通じて学習し、友情を育み、社会生活のために必要なことを学ぶことができる規模を確保する。
- クラブ活動や学校の行事に支障がないよう一定の児童数を確保する。
- 子ども会の行事や PTA 活動について支障がない規模を確保する。
- クラス替えのない事での弊害（いじめ問題など）を回避するとともに、社会性を養うための人間関係の構築を目指す。
- 1 学級の規模については今後の児童数減少を踏まえ、30 人ぐらいで 1 学年 2 学級以上となる学校を前提とする。  
(30 人ぐらいは規模を考える上での目安で、学級編成の人数を示すものではありません)
- 複式学級や小規模かつ少人数の学級は、教育上又は学校運営上、困難なことが多いため、その解消を図ることとする。

## ④ 茨城町における小学校の適正規模

適正規模の基本的な考え方や現状と課題、施設規模、町民アンケート等の結果、地理的条件などを踏まえ、小学校の適正規模を次のように定める。

### 12 学級～18 学級（1 学年 2～3 学級程度）

## ◇学校規模等に係る現行制度

適正な学校規模を検討するにあたり、前提条件となる現行制度について整理する。

### ■標準規模校

#### ○学校教育法施行規則 第 17 条〔学級数〕

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときは、この限りではない。

※同規則第 55 条〔準用規定〕により、中学校についてもこの規定を準用するため、同一の定義となる。

#### ○義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令 第 4 条〔適正な学校規模の条件〕

法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4km 以内、中学校にあってはおおむね 6km 以内であること。

### ■1 学級の児童・生徒数

#### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第 3 条 〔学級編制の標準〕

	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	2 の学年の児童で編制する学級	16 人（第 1 学年の児童を含む学級にあっては、8 人）
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	2 の学年の生徒で編制する学級	8 人

### ■茨城県の考え方

#### ○公立小中学校の適正規模について（答申）

平成 20 年 4 月 25 日、義教第 228 号茨城県教育委員会

小学校：クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。

中学校：クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。

（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能。）

## 5) 適正配置

### ① 中学校

明光中学校、桜丘・梅香の統合中学校の2校にする。桜丘・梅香中学校の統合新校は桜丘中学校の位置に設置し、校舎は改築（新築）整備する。

学 校 名	生徒数	学級数	所 在	改築・改修等 費 用
桜丘・梅香の統合中学校	372	11	桜丘中	21億9千万円

\* 生徒数はH25での再編時の数

\* 学級は通常学級の数

### ② 小学校

茨城町適正規模・適正配置検討委員会から、当面の再編統合案として三つ案が提言されている。その中で大戸小学校は三つの案のいずれにおいても、学区内に桜の郷地区があることから人口の増加により適正規模校となる可能性があり、単独校として存続と位置づけている。再編案（3）の4校案であれば最終目標である「全ての児童が茨城町の適正規模の学校に就学するという目標を早期に実現できる可能性があることから、再編案（3）を中心に小学校の再編計画を進めることが最も望ましいが、基本方針の説明会等を開催し、保護者、地域住民の理解と協力を得て実施計画の策定時に最終決定をする。

その後、大きな投資が必要となる長岡小学校、大戸小学校の改築時期に、学区の再編、適正配置を勘案しながら最終案である小学校3校案の実現に向けた再編を検討していく。

#### 再編案（3）

学 校 名	児童数	学級数	所 在	改、増、耐	改築・改修等 費 用
石崎・広浦・ 長岡第二小学校	348	12	長岡 第二小	大規模	2億7千万円
長岡小学校	393	12	現在地	耐震 大規模	6億8千万円
大戸小学校	271	11	現在地	耐震 大規模	5億5千万円
川根・上野合・ 沼前・駒場小学校	590	18	梅香中	改修 増築	7億2千万円

\* 児童数はH27の児童数、学級は通常学級の数、大規模：大規模改修、耐震：耐震補強

※ 答申で提言されている再編案はP15に一覧表で掲載する。

---

## 6) 適正配置の目標年次

中学校の適正配置は、桜丘中学校の校舎が老朽化しており早急に改築をする必要があることから桜丘中学校と梅香中学校を平成 25 年度～26 年度に統合する。小学校の再編と校舎の耐震補強は、中学校の再編から 5 年以内を目標に推進する。

ただし、法令の改正や地域の状況、さらには新たな課題等が表面化した場合には、速やかに計画の見直しを行う。



---

## 2 円滑な再編のための取り組み

### 1) 説明会の開催

児童・生徒数の減少による学校の小規模化の問題の解消を図り、児童・生徒がより良い教育環境の中で学校生活が過ごせるよう、適正配置の必要性や適正配置に向けての環境整備について、地元説明会を実施して、統廃合の対象校の保護者や地域住民と十分に協議する。

### 2) 統合委員会の設置

新たな学校として統合する場合は、新たな名称や特色、学校指定品の扱いなど、細部にわたって詰めなければならない多くの課題がある。また、統合に伴って改築を行う場合には、新校舎の構想や計画をまとめる段階から、保護者や地域住民の意見を採り入れて進める必要がる。

これらのことから、学校の統合は保護者や地域住民などの関係者の参加のもとに進めていくため、統合の組み合わせごとに「(仮称)学校統合委員会」を設置し検討事項についての協議を行っていくものとする。

### 3) 学校再編に伴う指定校変更

学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、交友関係や通学距離や対象校の状況などを勘案しつつ、特例として指定校変更について検討する。

### 4) 通学の安全安心対策

適正配置に伴い、遠距離通学の児童・生徒が増加することが想定される。子どもたちの健康管理と安全維持のために、通学支援が必要である。

通学支援としては、主にスクールバスの運行があるが、町の経費負担、遠距離通学や安全確保の観点、さらには、バスの運行は幹線を基本とし、子どもの乗降場所を定めて、自宅から乗降場所まで徒歩等自分で通うこととするなど、一定の基準を示す必要がある。

また、将来あるべき姿を視野に適正配置計画に沿って、安全安心な道路整備や通学路の安全施設の整備を進める。

---

### **3 学校跡地の利用**

学校が地域のシンボル・財産として多くの地域住民から親しまれていることと、地域活性化や地域住民の交流拠点としての機能を残していこうという思い、さらには災害時の避難場所としての機能もあり、少しでも有意義な跡地利用がされることが期待される。

学校跡地の利用方法については、「(仮称) 学校跡地活用検討委員会」を設置し、地域の意見・要望をとりまとめ検討を行う。